

(午前 10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただ今の出席議員は、11人であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成25年第3回真室川町議会定例会を開会いたします。

ただちに、会議を開きます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。2番 菅原道雄君、3番 外山正利君の両名を指名いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、会期の決定を議題とします。会期日程につきましては、議会運営委員会に付託しておりますので、その結果について、委員長より報告を求めます。議会運営委員長 佐藤一廣君。

○議会運営委員長（佐藤一廣） おはようございます。それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る8月29日午後1時30分から302会議室において議会運営委員5人の出席のもと、オブザーバーとして議長、副議長並びに議会事務局職員の出席を求め、説明員として総務課長を要求いたしまして議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成25年第3回定例会の運営について協議をしたところであります。

はじめに、総務課長から提出議案等についての説明を受け、会期につきましては、お手元に配布しております会期日程表のとおり、本日から11日までの7日間と決定したところであります。

なお、この度提出されます案件は、健全化判断比率等の報告1件、特別会計未処理分、利益剰余金の処分2件、工事請負変更契約の締結1件、平成25年度一般会計及び特別会計補正予算3件、平成24年度一般会計を始めとする8会計決算の認定、発議1件、請願1件でありますので慎重に審議したいと思います。案件の取り扱いにつきましては、本日報告1件、議案3件、補正予算3件につきまして提案理由の説明をいただき、9月6日の本会議において審議をお願いいたします。

次に発議であります。提案者から趣旨説明をいただき、6日の本会議で審議していただきます。請願につきましては6日の委員会への付託を行い、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は6人です。一般質問

者について本日3人、2日目に3人といたしまして、なお、質問時間は質問、答弁を含めて1人45分としておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、議員各位、並びに執行部におかれましては、円滑な議会運営がなされるよう、ご協力をお願いし、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本日より、11日までの7日間とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より11日までの7日間とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3**、諸般の報告をいたします。

教育委員長並びに農業委員会会長におかれましては、本日5日、6日、11日の本会議のみの出席要求をしておりますので、ご報告いたします。

また、今定例会の説明員として、出席通知ありました一覧表の写しを、皆さんのお手元に配布しております。なお、建設課長におかれましては諸般の都合により出席できず、建設課長補佐2人の出席要求を行ったところでありますので、確認をお願いいたします。

議員各位におかれましては、町畜産振興研修会並びに町産和牛肉食味会、また、年金受給者最北地区グラウンドゴルフ大会、町防災訓練への出席大変ご苦労さまでした。

次に、8月21日からの私の日程報告と皆様方と私の当面の日程を参考資料としてまとめておきましたので、ご参照ください。

町監査委員より、平成25年8月の例月出納検査報告書の提出を受け、議長室にそなえておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会から「真室川町教育委員会事務・事業の点検及び評価について」の報告書の提出を受け、議長室にそなえておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続いて、請願1件と陳情4件を配布しております文書表のとおり受理しておりますが、陳情につきましては配布のみとしております。

私の方からは以上です。町長から何かございますか。町長 井上薫君。

○町長（井上薫） おはようございます。私の方から4点について報告いたします。

7月24、25日総合運動公園多目的広場の芝改修の助成金である日本スポーツ振興センター所管のt o t o助成金3千万円の交付式に出席してまいりました。委員である遠藤敏明代議員とも同席し、今後のt o t o、助成についてのお願いをしてきたところであります。

2点目であります、県選出国會議員及び中央省庁への要望活動についてであります、7

月29日、30日、31日にかけ各省庁幹部職員との意見交換会、県選出国會議員及び中央省庁への要望活動、また町村長中央研修会に参加してまいりました。中央研修会では益田国土交通省道路局環境安全課長から、道路行政を取り巻く諸問題について、唐沢厚生労働省政策統括官からは社会保障制度の現状と課題についてを講演していただき、その後意見交換をしてまいりました。

3点目ではありますが、8月7日、8日、9日にかけて国道47号新庄酒田地域高規格道路整備促進規制同盟、国道13号尾花沢新庄道路整備促進規制同盟会、新庄湯沢地域間高規格幹線道路建設促進同盟会の3同盟会としまして、湯沢河川国道事務所、最上総合支庁、山形河川国道事務所、東北地方整備局、国土交通省、山形秋田県選出国會議員、内閣総理大臣官邸内で菅官房長官に早期完成に向けて要望書を提出してきたところであります。総合支庁においては、国道344号の早期改修に向けての要望もしてまいったところあります。

4点目ではありますが、最上地区広域連合要望活動についてであります、9月3日、4日にかけて、最上地区広域連合の構成4町村で、厚生労働省に要望を行ってまいりました。唐沢厚生労働省政策統括官、岸参議院、正の秘書官に要望し、広域連合の運営についてのお礼と今後の要望について行ってまいりました。

今後の日程であります、関西の落語家で出囃子に真室川音頭を使っていることが縁で、桂吉弥師匠に、真室川大使をお願いすることになりました。9月23日日曜日午後1時から、真室川大使就任記念の落語会を中央公民館で開催しますので、是非ご参加をお願いします。

なお、入場券は格安の1,000円でありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。すいません。落語会であります。大変失礼しました。中央公民館ではなくて遊楽館で開催します。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） ここで、暫時休憩します。

（午前 10時11分）

（休 憩）

（午前 10時12分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどの議会運営委員長の報告の中で、一部日にちの訂正がございますので、議会運営委員長より報告をさせます。議会運営委員長 佐藤一廣君。

○議会運営委員長（佐藤一廣） 大変失礼いたしました。先ほどの報告の中で、発議について6日に審議したと申し上げましたが、5日の誤りでございましたので、訂正をし報告させていただきます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4、報告第6号** 平成24年度健全化判断比率並びに公営企業資金不足比

率の報告について

- | | | |
|-----------|---------------|--|
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第 5、議案第52号 | 平成24年度真室川町立真室川病院事業会計未処分利益
剰余金の処分について |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第 6、議案第53号 | 平成24年度真室川町水道事業特別会計未処分利益剰余
金の処分について |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第 7、議案第54号 | 平成25年度（平成24年度繰越）真室川町中央公民館耐
震改修工事請負変更契約の締結について |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第 8、議案第55号 | 平成25年度真室川町一般会計補正予算 |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第 9、議案第56号 | 平成25年度真室川町介護保険特別会計補正予算 |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第10、議案第57号 | 平成25年度真室川町水道事業特別会計補正予算 |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第11、認定第 1 号 | 平成24年度真室川町一般会計歳入歳出決算 |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第12、認定第 2 号 | 平成24年度真室川町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算 |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第13、認定第 3 号 | 平成24年度真室川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算 |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第14、認定第 4 号 | 平成24年度真室川町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第15、認定第 5 号 | 平成24年度真室川町立真室川病院事業会計歳入歳出決
算 |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第16、認定第 6 号 | 平成24年度真室川町水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| ○議長（佐藤忠吉） | 日程第17、認定第 7 号 | 平成24年度真室川町公共下水道事業特別会計歳入歳出 |

決算

○議長（佐藤忠吉） **日程第18、認定第8号** 平成24年まむろ川温泉梅里苑事業特別会計歳入歳出決算

以上、報告1件、並びに14議案について、一括して提案者より提案理由の説明を求めます。

町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 平成25年第3回真室川町議会定例会に提出いたしました報告第6号、議案第52号から第57号までの6議案、認定第1号から第8号までの8件の認定につきまして、提案理由を説明いたします。

最初に、報告第6号 平成24年度健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率の報告についてであります。本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により議会への報告と公表を行うものであります。健全化判断比率は実質公債比率、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率の4指標であります。実質公債比率は9.2%で前年度から2.4ポイント改善しております。将来負担比率は、47.4%でこれも前年度から6.6ポイント改善しており、いずれも早期健全化基準を下回っております。平成24年度の各会計とも赤字ではないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の数値はありません。公営企業資金不足比率では病院事業、水道事業、下水道事業、梅里苑事業の公営企業会計が対象であります。各会計とも資金不足はありません。なお、平成22年度及び平成23年度の将来負担比率について、算定方法が訂正されたことから、健全化判断比率の表に変更後の数値を記載しております。

以上、監査委員の審査意見書とともに報告するものであります。各指標の推移と参考数値を決算付帯資料21頁に載せておりますので、ご参照ください。

次に、議案第52号 平成24年度真室川町立真室川病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。本件は地方公営企業法の改正により、利益剰余金の処分については、議決が必要とされたことから、提案するものであります。

次に、議案第53号 平成24年度真室川町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてであります。本件も同様に地方公営企業法の改正により、利益剰余金の処分については、議決が必要とされたことから、提案するものであります。

次に、議案第54号 平成25年度（平成24年度繰越）真室川町中央公民館耐震改修工事請変更契約の締結についてであります。本件は真室川町中央公民館耐震改修工事において、屋根裏筋交工事等の増工をする必要が生じたため現請負契約、契約額1億2,810万円に606万4,800円を増額する変更契約を締結したことから、提案するものであります。

次に、議案第55号 平成25年度真室川町一般会計補正予算であります。本件は第1表において規定の歳入歳出予算総額48億3,250万円に、歳入歳出それぞれ8,390万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億1,640万円と定めた補正予算であります。第2表において、過疎債2件をゼロに、辺地債を町道新及位・中のまた線道路改修事業1件のみとし、臨時財政対策債を決定額の2億640万円に補正し、公共土木災害復旧事業債1,860万円を追加して、地方債限度額合計を3億3,410万円から2億7,120万円に減額するものであります。

歳出の主な内容につきましては、2款総務費の企画広報費がコミュニティ助成事業の申請5件に対し、採択1件による520万円の減額、3款民生費の認定こども園支援事業費が、保育士等処遇改善臨時特例事業199万2,000円の増額、6款農林水産業費の農業総務費が、農作物等災害対策事業費助成金89万6,000円の増額、産地ブランド化促進事業費が6次産業化ネットワーク活動交付金134万6,000円の増額、8款土木費の道路維持費が町道詰田沢下小また線の雪崩抑止杭打ち作業委託料140万円の増額、町道下小また線法面修繕工事費240万円の増額、9款消防費の防災力基盤強化事業費が避難所機能強化として3分館のバリアフリー化改修工事費97万7,000円の増額、1分館の避難所耐震改修支援事業費補助金199万2,000円の増額、自主防災組織設立支援として8分館に発電機、投光器を配置する自主防災組織設備整備事業費補助金144万4,000円の増額、10款教育費の小学校管理費がスクールバスの転回場所舗装工事費65万円の増額、公民館費が分館等付設整備補助金59万8,000円の増額、11款災害復旧費の林道施設災害復旧事業費が豪雨による林道補助債1路線、単独債1路線で390万6,000円の増額、公共土木施設災害復旧事業費が豪雨による町道2路線の補助債5,900万円の増額であります。

歳入については、各種事業特定財源や災害復旧事業債などで、不足する財源を地方交付税9,709万5,000円で調整いたしました。

次に、議案第56号 平成25年度真室川町介護保険特別会計補正予算であります。本件は規定の歳入歳出予算総額10億930万円に、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,100万円と定めた補正予算であります。内容については、高額医療合算介護サービス費が108万9,000円の増額、通年度国庫交付金精算返還金が61万1,000円の増額であります。

次に、議案第57号 平成25年度真室川町水道事業特別会計補正予算であります。本件は収益的収入・支出の規定額2億9,550万円に350万円を追加し、2億9,900万円と定める補正予算であります。内容については、人事異動に伴う人件費の調整で、350万円の増額であります。

以上、報告1件、議案6件であります。

次の認定第1号から認定第8号までは、平成24年度の各会計の歳入歳出決算であり、説明については決算の調整をしました会計管理者から、また企業会計については、所管する病院事務長、建設課長、産業課長からそれぞれ決算特別委員会の冒頭に申し上げます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第19、議案第13号** 道州制導入に断固反対する意見書の件を議題とします。

提案者より趣旨説明を求めます。3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 発議第13号 道州制導入に断固反対する意見書。真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により…

（「外山議員、演壇でお願いしたいと思います。」の声あり）

おはようございます。

発議第13号 道州制導入に断固反対する意見書。

真室川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成25年9月5日 提出者 真室川町議会議員 外山正利。

賛成者 真室川町議会議員 大友又治。賛成者 真室川町議会議員 五十嵐久芳。

趣旨説明 道州制導入により事実上の合併を余儀なくされ、効率性や経済性が優先されるため、住民と行政の距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまう恐れがあることから、制度導入に強く反対するため提案するものでございます。

以上であります。意見書（案）につきましては別紙のとおりでありますので、割愛させていただきたいと思えます。皆さまからご承認いただけますよう、よろしくご審議お願い申し上げます。意見書の提案に代えさせていただきたいと思えます。

○議長（佐藤忠吉） ただ今の案件について質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第20、監査委員より平成24年度真室川町各種会計審査意見書の報告と平成24年度健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率審査意見書の報告を求めます。代表監査委員 松田英雄君。**

○代表監査委員（松田英雄） おはようございます。私から監査委員を代表いたしまして、平成24年度真室川町各種会計審査意見書を報告させていただきます。

まず、審査の対象でございますが、今回審査に付されました会計は8件、調書が2件でございます。

まず1番目、平成24年度真室川町一般会計歳入歳出決算書

(2) 平成24年度真室川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

(3) 平成24年度真室川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

(4) 平成24年度真室川町介護保険特別会計歳入歳出決算書

(5) 平成24年度真室川町立真室川病院事業会計歳入歳出決算書

(6) 平成24年度真室川町水道事業特別会計歳入歳出決算書

(7) 平成24年度真室川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(8) 平成24年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計歳入歳出決算書

(9) 平成24年度真室川町財産に関する調書

(10) 平成24年度真室川町基金運用状況調書

以上でございます。

審査の月日は実施月日は平成25年6月24日、並びに平成25年7月22、23、24日の4日間でございます。

審査の場所でございますが、真室川町役場会議室及び町立真室川病院会議室で行いました。

4. 審査の方法 決算審査に当たっては、真室川町長から送付された平成24年度各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに各基金の運用の状況を示す書類について、歳入歳出、その他関係帳票、収入支出証書類を照合調査するとともに、関係職員の説明を聴取し、定例監査の結果を参考とするなどの方法により、法令やその他の規定に基づいて処理されているか、予算の執行が適正であるかなどについて主眼を置いて審査を行いました。

なお、現金・預金の残高確認、証書類の検査については、別に法の規定に基づく例月出納検査において実施済みであり省略をいたしました。

5. 決算の概要でございますが、各会計の収支状況は表1のとおりでございます。町立真室川病院事業会計と水道事業特別会計の資本の部において、収入が支出に不足する額を損益勘定留保資本等で、また、梅里苑特別会計は未処分利益剰余金で補てんし、それぞれ収支を調整していますが、その他の会計等は黒字決算となっております。

各会計の収支状況であります。一般会計歳入が56億494万2,000円、歳出54億3,051万7,000円、差引き1億7,442万5,000円、翌年度へ繰越すべき財源が1億1,538万4,000円、実質収支が5,904万1,000円の黒字でございます。

次に、特別会計、国保会計歳入が7,286万6,000円、歳出7,281万1,000円、差引55,000円の黒字でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計が歳入 1 億9,838万4,000円、歳出 1 億9,776万8,000円、差引 61万6,000円でございます。実質収支61万6,000円の黒字でございます。

次に、介護保険特別会計、歳入が 9 億6,348万円、歳出が 9 億6,338万7,000円、差引93,000円、実質93,000円の黒字でございます。

次に、公共下水道、歳入が 1 億3,744万9,000円、歳出 1 億3,710万7,000円、差引34万2,000円、34万2,000円の黒字でございます。

町立病院収益勘定の分でございますが、収入10億5,724万6,000円、支出10億5,696万9,000円、差引27万7,000円、実質27万7,000円の黒字でございます。

次に、町立病院の資本勘定でございますが、収入が1,622万5,000円、支出が4,881万5,000円、差引マイナスの3,259万円でございますが、これは流失金等で補てんをしております。

次に、水道事業収益勘定の分でございますが、収入が 2 億6,651万8,000円、支出が 2 億6,648万9,000円、差引29,000円、実質29,000円の黒字でございます。

次に、水道事業資本勘定でございますが、収入の部が 2 億2,106万3,000円、支出が 3 億2,949万4,000円、マイナスの 1 億843万1,000円、これも損益勘定流失金等で補てんをしております。

次に、梅里苑特別会計でございますが、収入7,184万7,000円、支出が8,385万9,000円、マイナスの1,201万2,000円、これは未処分利益勘定で補てんをしております。

次に、一般会計の部でございます。収支の状況は、一般会計の歳入歳出決算の推移は表 2 のとおりで、平成23年度は東日本大震災や国の臨時交付金事業がありましたが、今年度の歳入は 56億494万2,000円で対前年度 5 億3,560万7,000円、8.7%の減、歳出は54億3,051万7,000円で対前年度 5 億4,155万5,000円で、9.1%減の決算規模になりました。

歳入歳出差引額は 1 億7,442万5,000円ですが、前年度比594万8,000円の増高ですが、翌年度に繰越すべき財源 1 億1,538万4,000円があり、実質収支は5,904万1,000円となりました。

次に、②の歳入決算の状況でございます。歳入決算額の推移は表 3 のとおりで、今年度は56億494万2,000円となり、対前年度よりも 5 億3,560万7,000円、8.7%の減でありました。

収入未済額は毎年減少していますが、不能欠損処理による影響が大きく、税の公平・公正な負担の原則から、一層の計画的徴収による未収金の解消に影響されることを望むものであります。

款ごとの決算状況は、表 4 のとおりで前年度より増加した主な収入は、自動車取得税交付金の36.2%、地方交付税の1.4%、秋山牧場使用料を含む使用料及び手数料の48.1%、土地開発公社残余財産収入等財産収入の40.6%でございます。

また、主な収入減は国の臨時交付金事業や防災放送システムの整備事業の完了により国庫支出金の13.2%、5つの基金廃止による繰入金の95.3%、町債の34.4%となっております。

この 4 頁、③歳出決算の状況であります。歳出決算の推移は、表 5 のとおりで今年度の決算

額は54億3,051万7,000円で対前年度5億4,155万5,000円、9.1%の減となりました。

予算現額と決算額の差引額は5億6,017万5,000円で、執行率は90.6%となりますが、繰越明許費4億6,889万9,000円を勘案した実質の執行率は98.5%、不用額は9,127万6,000円となります。

事業等の執行にあたっては、無駄を省き適正な予算執行を行ったものと判断するものであります。

款ごとの決算状況は、まむろ川温泉梅里苑改修工事を含む商工費213.7%、各地区の防災復旧工事請負費等、災害復旧費232.3%です。

また、支出減では23年度に5基金を廃止により増加した総務費は32.4%、緊急雇用対策事業終了による労働費は78.6%、防災放送システム整備事業の完了で消防費は57.7%の減であります。

今後とも、予算措置並びに予算執行について、十分検討され、適正な財政運営を望むものであります。

次に、特別会計の（２）国民健康保険特別会計。平成19年度より最上地区広域連合に移行したことから国民健康保険税による収入は滞納分の40万3,000円だけで、町で実施している各種保険事業や町有施設の維持管理に係る保険事業費は、主に総合保健施設運営事業費交付金800万円、国保基金繰入金871万7,000円、一般会計繰入金1,033万3,000円で賄われております。

次に6頁、（３）の後期高齢者医療特別会計であります。これも平成20年度から75歳以上の高齢者を対象として創設され、今年で5年次となります。

事業運営は県内全市町村で構成する山形県後期高齢者医療広域連合で行っているため、当会計は徴収した保険料と療養給付費等に係る一般会計からの繰入金を上記広域連合に全額納付することが主な歳入歳出です。

歳入決算では保険料が5,160万8,000円、対前年度212万1,000円、4.3%の増、繰入金、繰越金等が微増となっております。なお、保険料は2年ごとの改正時期でありました。

医療費の増高は著しく、総合的な医療保険制度の充実を望むものであります。

（４）介護保険特別会計。歳入決算では、表11のとおり介護保険料が1億5,374万1,000円、対前年度4,839万円、45.9%の大幅な増、国庫補助金が2億4,257万8,000円で対前年度1,699万3,000円、7.5%の増、支払基金交付金が2億6,599万3,000円で対前年度1,307万8,000円、5.2%の増、県支出金が1億5,097万5,000円で対前年度1,774万9,000円、13.3%の増となり、町債も2年連続の借入となりました。収入減では、繰入金が1億3,624万3,000円で11.7%の減、繰越金が92万6,000円、91.1%の減となっております。

歳出決算では、表12のとおり保険給付費が対前年度7,283万4,000円、8.6%増で歳出総額の95.3%を占めています。

第5期介護保険事業計画の中で高齢化社会に対応すべき介護サービスの利用者増と保険料納付等の問題を分析しまして、安定した制度の定着を望みますが、非常に厳しい収支状況となっております。

8頁、（5）町立真室川病院事業会計ではありますが、医師不足解消は病院経営の根幹ではありますが、現状では応援医師の派遣を受けながら厳しい経営状況であります。

収益的収入では、医業収益で9億112万3,000円、対前年度1,577万1,000円、1.7%の減、医業外収益で1億5,612万3,000円、対前年度62,000円、0.04%の減、繰入金が1億8,050万円で対前年度100万円、0.5%の減。収入合計では10億5,724万6,000円で、対前年度1,583万3,000円、1.5%の減となりました。

入院数は対前年度よりも0.5%増ではありますが、外来数では釜淵診療所、それから及位診療所の外来患者数は減っていますが、全体では対前年度0.1%増となり、平均在院日数の短縮等で単価上昇を計り、病床利用率は88.5%であり、経営努力が認められるところであります。

収益的支出では、医業費用が10億2,341万3,000円、対前年度1,585万1,000円、1.5%の減、医業外費用は3,278万5,000円、対前年度14万7,000円、0.4%の減となりました。

医業損失は1億2,229万円ですが、一般会計繰入金等で補填し経常利益が104万8,000円確保し、過年度損益修正損77万1,000円を計上、当年度純利益27万7,000円となりました。

資本的収支では、企業債と補助金で1,622万5,000円を確保し、医療器械購入費と企業債償還金に4,881万5,000円の支出、収支不足額3,259万円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額77万7,000円と、損益勘定留保資金3,181万3,000円で補填しております。

次に、（6）水道事業特別会計、町の人口減少と共に給水人口も年々減少し、営業収支比率が悪化をしております。

収益的収入のうち営業収益は1億7,055万5,000円、対前年度11万4,000円、0.1%の減、収益的支出のうち営業費用は2億2,791万9,000円で、対前年度1,563万円、7.4%の増となり、特に営業費用のうち減価償却費は1億3,389万4,000円で全体の58.8%を占め、非常に経営を圧迫している状況でございます。

営業損失は5,736万3,000円、一般会計繰入金で補填し、当年度は純利益29,000円となりました。

資本的収入は企業債4,710万円、国庫補助金6,291万6,000円、一般会計の出資金が1億419万6,000円等で収入総額は2億2,106万1,000円となりました。

資本的支出は建設改良費2億1,252万3,000円、企業債償還金1億1,697万1,000円で支出総額は3億2,949万4,000円となり、不足する1億843万1,000円は消費税資本的収入調整額606万7,000円、過年度及び当年度損益勘定留保資金1億236万4,000円で補填をしております。

次に10頁、（7）公共下水道特別会計、本会計の歳入額は1億3,744万9,000円で、歳出額は

1億3,710万7,000円で差引34万2,000円の実績収支となっています。歳入の主なものは一般会計繰入金が7,010万8,000円、町債が2,940万円、国庫支出金が1,850万円です。使用料・手数料は1,852万5,000円で構成比率13.5%と非常に厳しい状況でございます。歳出の主なものは下水道管布設等が5,437万5,000円、企業債償還金5,273万2,000円で対前年度524万7,000円、3.7%の減となっております。

加入率は48.3%まで上昇しましたがなお一層の計画的、効率的な事業を推進し、さらなる加入率向上に努めていただきたいと思います。

次に、(8) まむろ川温泉梅里苑事業特別会計、これは町の直営施設として、町民の保養、交流の場として営業しております。

24年度は浴室リニューアル工事のため、2カ月の休業があり減収となりましたが、改修後は利用者也順調に推移しております。

営業収益は7,184万1,000円、対前年度6.2%減、営業費用は8,385万9,000円、対前年度5.8%の減で休業中における人件費、原材料費等の減によるものでございます。

計上収支は1,201万2,000円の損失となりましたが、これは当年度未処分利益剰余金で1,201万2,000円で補填いたしました。

12頁お願いします。

(9) 財産による調書でございますが、土地は旧小また小学校跡地、旧滝の上保育所跡地等で普通財産に移管し、また、物品はマイクロバス2台、ロータリ除雪車2台、秋山放牧場管理用機械3台、乗用車1台が増加をしております。

(10) 基金運用状況調書、財政調整基金は5,591万5,000円の増加でございますが、一方、いきいきファミリー育成資金より入学祝金として520万円の取り崩しがあり、また国民健康保険給付基金からは871万7,000円を取り崩し、国保会計に繰り入れました。各基金利子は20万2,000円は、基金に積み立てた結果、積み立て基金の年度末残高は、12億4,364万4,000円、また、定額運用基金年度末残高は、現金と運用金合計で6億3,501万6,000円となりました。

6. 審査の結果及び意見でございますが、まず(1) 共通事項 平成24年度真室川町各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金運用状況調書は、法令等に定められた規定どおりに作成されておりました。また、歳入歳出決算書、基金現在高、証券等について審査照合した結果、適正であると認められました。

② 各会計間の資金計画及び運用について出納室と随時調整のうえ、より計画的で効率的な資金運用を望むものであります。

③ 前年度に引き続きまして一般会計と水道事業特別会計で繰上償還を行うなど町債残高の軽減が図られておりますが、全会計の残高は81億6,369万円で依然多額でありまして、歳出に占める償還金の割合も高い状況ですので、今後も将来世代に過度の負担を強いることの

ない計画的な借入と償還に努めていただきたい。

(2) 一般会計でございますが、予算規模は前年対比で8.7%減少いたしました。歳出執行率は繰越明許費を入れると98.5%で、不用額は1.5%となり、実質収支で5,904万1,000円としたことは堅実な予算執行によるものだと認めます。

② 町税の徴収率は95.9%で前年度より1.9%増加しています。不納欠損額は320万2,000円と、前年度より699万2,000円の減となりましたが、依然として2,631万2,000円の収入未済額があります。

延滞金については徴収の統一した対応を検討し、上記と合わせ、今後共、税負担の公平性を確保しながら徴収率の向上に努力していただきたいと思います。

③ 最上地区広域連合の収入不足の補てん分として3,204万2,000円を支出していますが、制度上は保険者負担が原則でありますので、これは各町村と連携いたしまして改善を図るべきであると思います。

④ 備品台帳は一部に記入漏れがあることから、台帳管理を適切に行ってほしいと思います。

(3) 各種特別会計、まず病院事業会計は、自治体における医師不足は全国的に深刻な問題であります。当町においても対策を講じている様であります。町民の期待と信頼に応えるべき、なお一層医師の確保と経営の改善に努めていただきたいと思います。

② 水道事業特別会計は、22年度から今年度まで計画で高利率の起債を繰上償還し、3,629万円の負担軽減を図りました。しかし、投下資本の割合と比較して、料金収入が少なく経営を圧迫している面もありますので、給水人口の推移等を考慮しながら実施をしていただきたいというふうに思います。

③ 下水道事業特別会計は、今後も加入率向上に努めるとともに住みよい生活環境の整備と清浄な水質を保つため、計画的かつ効率的な事業の推進を望むものであります。

④ まむろ川温泉梅里苑事業特別会計は、町独自で公営企業法に沿った会計処理を一部分で行っておりますが、動産、不動産、大規模修繕などは一般会計から支出し、現在は資産のない会計であり、会計処理方法の見直しをすべきであると思います。

14頁、次に、平成24年度 財政健全化審査意見書。

1. 審査の概要でございますが、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果 (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。健全化判断比率でございますが、まず実質公債比率は22年度は14.1%、23年度が11.6%、24年度が9.2%。これは国の基準では25以内という

ふうになっております。将来負担比率、22年度は60.4%、23年度が54.0%、24年度が47.4%、国の基準では350以内となっております。実質赤字比率は、22年度ありません。23年度もありません。24年度もなし。国では15%以内。連結実質赤字比率は、22年度はありません。23年度もありません。24年度もなし。国では20%以内とこういうふうになっております。

(2) 個別意見

実質公債比率について、平成24年度の実質公債費比率は早期健全化基準の25.0%に対し9.2%となっております。前年度対比にしても2.4ポイントを改善しております。

② 将来負担比率、これは平成24年度の将来負担比率は早期健全化基準の350%に対し47.4%となっており、前年度より6.6ポイント改善をしております。

③ 実質赤字比率について、赤字となっていないため良好な状態にあると認められます。

④ 連結実質赤字比率について、これも連結赤字になっていませんのでこれも良好な状態にあると認められます。

(3) 是正改善を要する事項について、指摘する事項は特にありません。

次に、平成24年度 公営企業経営健全化審査意見書。

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

総合意見といたしまして、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められます。

公営企業資金不足比率、水道会計でございますが23年度なし、24年度もなし、町立真室川病院23年度もなし、24年度なし、公共下水道事業23年度なし、24年度なし、それからまむろ川温泉梅里苑事業23年度なし、24年度なし、これはいずれも20%が国の基準でございます。

個別意見(2) 資金不足となっていないため、良好な状況にあるというように認められます。

(3) 是正改善をする事項、指摘すべき事項は特にありません。

以上、報告申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(佐藤忠吉) ここで、会議を閉じ、休憩します。会議の再開を11時30分といたします。

(午前 11時15分)

(休憩)

(午前 11時30分)

○議長(佐藤忠吉) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長(佐藤忠吉) **日程第21、決算審査特別委員会の設置と付託に入ります。**

お諮りいたします。本定例会に上程されている認定第1号から認定第8号までの8議案を審

査するため、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員異議なしと認めます。よって、本案については、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

次に、委員の選任について、お諮りします。

ただ今上程されました決算審査特別委員会の委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により議席番号 1番 平野勝澄君、2番 菅原道雄君、3番 外山正利君、4番 佐藤正君、5番 名村肇君、6番 大友又治君、7番 五十嵐久芳君、9番 佐藤一廣君、10番 佐藤勝徳君。以上9人の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員異議なしと認めます。よって、ただ今指名した9人の方を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第22、請願第3号** 新聞の軽減税率に関する請願書の件に入ります。紹介議員より説明を求めます。7番 五十嵐久芳君。

○7番（五十嵐久芳） それでは私から請願の第3号について、説明を申し上げます。

新聞の軽減税率に関する請願書。

真室川町議会議長 佐藤忠吉殿。

紹介議員 五十嵐久芳。

請願者（代表） 住所 山形市旅籠町2-5-12-2F

氏名 山形新聞親交会 会長 木村茂昭

請願者（代表） 住所 真室川町新町979-4-5

氏名 松田新聞店 山形新聞真室川専売所 所長 松田英雄

（「販売所」の声あり）

すみません。販売所 所長 松田英雄

（件名）新聞への消費税軽減税率適用を目指し、政府への意見書提出について

（趣旨）私たち新聞販売店は「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献している」という誇りを持って日々の仕事に取り組んでいます。新聞の戸別宅配制度を維持することで国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが私たちの使命と考えます。政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中ですが、国民の所得が順調に増える保証はありません。来年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増し、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることを私たちは懸念します。国民の

知的レベルや社会への関心が低下することにより、日本の将来は危ういものになるでしょう。特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安定を招きます。また、私たち新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われる恐れもあります。政府は「消費税アップに例外は作りたくない」と考えているようですが、多くの国では品目別の複数税率が導入されています。そして民主主義という観点での先進他国では以前より新聞・書籍等に軽減税率を適用しています。政府には「複数税率の導入」「新聞への軽減税率適用」の実現をしていただきたいと強く願っています。

（請願事項）消費税増税にあたり、「複数税率の導入」、「新聞へ軽減税率適用」について貴議会から政府に意見書を提出していただきたくお願いいたします。

以上、ご説明申し上げました。議員の特段の賛同を賜りますようお願いを申し上げ請願の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） ただ今紹介されました請願につきまして、お手元の請願文書をごらんください。会議規則第92条の規定により、請願第3号につきましては産業福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第23、一般質問に入ります。**

一般質問は、配布しております一覧表の順といたします。なお、質問は真室川町議会運用例を遵守するとともに、再質問は議席で行うことを許可いたします。順番に質問を許可します。最初の菅原道雄君に申し上げます。時間の関係で、午後からに亘る可能性も大いにありますので、そういう進め方でよろしいですか。

（「はい、いいです」の声あり）

それでは一般質問を行います。2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） それでは私の方から通告しておりました質問事項につきまして質問いたします。

「安心して暮らせる町づくりのために」ということで2点。いつ良くなる防災放送、2番目に空き家等の適正管理に関する条例の運用の状況はということで質問させていただきます。

いつになったら良くなる防災放送無線

2011年3月11日の東日本大震災以来、防災放送による情報伝達の役割、重要性を非常に強く感じていると数多くの町民の方々からの声を聞いています。第5次真室川町総合計画、防災体制の整備の中に防災放送設備を活用し緊急時における速やかな情報提供と防災意識の啓蒙に努めますと入っています。しかし、残念ながら我町の防災放送無線は、住民の方々から聞こえない、聞こえが悪い、何を言っているのかわからない、等々設置当初から指摘されて来ております。町当局も試験放送を繰り返して改善を試みているが一向に良くならない。問題はどこにあるのか、試験放送の進め方に問題は無いのか？当町においては山間地域で津波の心配は無いも

の、7月は記録的な降水量の大雨で町内各地で被害が見られましたが、幸い大きな被害が無く安堵している所です。しかし、全国を見ますと大きな災害が全国各地で発生しており、となりの秋田県仙北市ではゲリラ豪雨、土石流により6名の尊い命がうばわれております。昭和50年の8・6水害以来、真室川町では大きな災害は見られませんが、いつ、なんどき、我町でも災害がおこりうる可能性は有るわけですから、その時町民を守るために設置したのが防災放送整備で有ると信じておりますが町民に伝わらないでは役に立たない、一日でも早く町民の役に立つ防災放送に成るようにしていただきたい。またどうしても、伝わらない所はテレビのデータ放送を利用するなどの考えはないのか。町はどのように対応しようとしているのか伺いたい。

2番目に、真室川町空き家等の適正管理に条例を平成24年7月1日より施行して1年間経過しました。この条例の目的に、この条例は空き家等が放置され管理不全な状態になることを防止することにより、町民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的とするとありますが、3年続きの大雪で倒壊した建屋も見られ倒壊まで至っていないもののかなり危険な状態になっている建屋もかなり見受けられます。倒壊する様子も全国版テレビニュースで放映された建物もあり、かなり真室川町のイメージダウンにつながったと思われます。倒壊した建物の放置や危険と思われる建屋は近くに住民の方々はもちろんの事、通学する子供達やそこを通る人達にも不安をあたえていると思われます。また、町の景観保全も考えた場合の問題も出て来るとと思われます。第8条に町長は立入り調査により、空き家等が管理不全な状態であると認めたときは、当該空き家等の所有者に対し、空き家等の適正な管理のために必要な措置について助言し、また指導することが出来るとあります。現在まで指導助言を行った件数はどれくらいか？町内に空き家はどれくらいの件数があるのか。その内危険な状態の数は？人が住む事の出来る空き家はどれくらいか？この条例を施行して1年経過して見て、この条例の問題点はないのか？この条例だけでは、対処出来ない問題はないのか？また、空き家の中で人が住む事が出来る物件を所有者からゆずり受け、一次町管理として、町ホームページで、真室川町と物件を紹介して、Iターン、Uターンを呼びかけ、少しでも町の人口減少対策の一つとして、役立たせる方策はないか？町長の考えを伺います。

この場からの質問はこれで終わります。

○議長（佐藤忠吉） ここで、会議を閉じ、休憩します。町長からの答弁は午後からにさせたいと思います。会議の再開は、午後1時といたします。

（午前 11時45分）

（休 憩）

（午後 01時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中の菅原道雄君の一般質問に対して、町長より答弁を求めます。町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 菅原道雄議員の「安心して暮らせる町づくりのために」のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の「いつ良くなる防災放送」についてであります。防災放送につきましては、平成20年に公共施設を中心に30基、平成23年に各地区に63基を設置し、現在は93基の放送塔を整備しております。

まず、防災放送は本来、屋外に向けた放送であり、室内までは聞こえにくいもので、どの市町村でも同様であることをご理解ください。

室内でも受信できる装置や方法はあるのですが、莫大な予算が必要なこと、電波法や電気通信事業法、放送法の規制があり、現時点では無理な状況であり、将来の規制緩和を待っての検討となります。

屋外で防災放送が聞こえにくいという状況の改善についてですが、昨年度末から本年6月にかけて、各地区での状況を区長さんを通じて、個別の状況をまとめ、それを元に現地で1本1本について調査と保守調整を行いました。

内容は、63基についてスピーカーの方向、角度、音量の調整と交換・増設も行い、調整前と調整後を比較し、49基が改善、残り14基については一部改善できない方向がある、また基準に達していないという結果でしたので、さらに分析をしてスピーカーの増設、アンプの交換、放送塔の追加設置で解消できると判断された場合は、予算化して対応をまいります。

しかし、当町は山間部であり、気象状況や地形が原因ですべての地区ではっきり聞き取れる状況にするにはどうしても無理があることもご理解をお願いいたします。

聞き取りやすい放送のため、反響等を考慮して言葉を区切る、はっきりとした口調で、ゆっくり話す、放送回数を増やす等の工夫をしております。

聞き取れなかった場合の確認の方法について、放送した内容を町のホームページと携帯サイト、さらにテレビュー山形のデータ放送に掲載します。

また、電話で放送内容を聞ける「防災放送確認ダイヤル」を開設します。

これらの対応は試験的に実施しており、間もなく利用できますのでご理解をお願いいたします。

実際の災害時での放送ですが、放送の前に、重要な災害情報や避難勧告を放送する場合のサイレンと避難指示のサイレンのいずれかが最大音量で流れます。

次に、最大音量で放送を何回も何回も繰り返します。

従いまして、通常放送でのチャイムと明らかに違うサイレンが鳴った場合は、必ず聞いてもらうことが必須となりますが、近年は、住宅の機密性が向上していますので、サイレンが鳴ったら窓を開けるなどの対応をしてもらう、防災訓練で実際のサイレンを聞いての避難訓練に参加してもらうなど、町民への周知を繰り返してまいります。

さらに、携帯電話やスマートフォンに緊急情報を強制的に流す「真室川町エリアメール」を通信事業者ごとに設定していますので、ぜひ利用してもらいたいと思います。

以上、災害時、緊急時には防災放送を主としながらも、情報伝達を補完する体制を取っておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、2点目の「空き家等の適正管理に関する条例の運用の状況は」についてですが、当町においても、過疎化・少子高齢化等の影響により空き家が増加し、長期間放置されている物件も多く、その多くは老朽化が進んでおります。特に、この数年豪雪による倒壊や景観上・防犯上の観点から生活環境へ悪影響を及ぼすことが危惧され、対応に苦慮している実態があります。

平成24年6月には当町で「真室川町空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、適正に管理されていない空き家が認められた場合は、実態を調査、必要な場合は、助言・指導・勧告・命令・公表を実施していくこととしました。

最初に、「現在まで指導・助言を行った件数はどれぐらいか」についてであります。昨年の冬期を迎える前、降雪による倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、隣家や公道等へ悪影響が懸念されることから、解体も含め何らかの対策を講じ速やかに改善するよう指導することとしました。

平成24年11月に、地区から寄せられた情報をもとに、破損が著しく、倒壊の危険がある34件の物件について、総務課、建設課、町民課の合同で、詳細な現地調査を行ったところ、真室川地区6件、安楽城地区9件、及位地区3件、計18件の空き屋等が、危険性の高い物件と判断し、所有者・管理者に対して、12月初めに「空き家等の適正管理に関する指導書」を送付しました。

残りの16件についても、今すぐ倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、管理が行き届いておらず、損傷が激しい状態にあることから危険防止のため、計画的な除雪等を行うよう指導したところであります。

この34件のうち、指導文書を送達した件数は24件で、他の10件については住所不明等で戻ってきており、未達となっています。

送達した24件のうち回答のあった件数は10件で、解体の方向が3件、修理等の対策が3件、その他が4件となっています。

本年も冬期を迎える前に、早期に再度調査を行い、引き続き指導・助言を行う予定であります。

次に、町内の空き屋件数とその状況についてですが、平成24年5月に全地区の区長さんを通して調査をしたところ、使用可能なものも含めて空き屋がある地区が50地区で空き家の数は122件でありました。

そのうち、破損が著しく、倒壊の危険があると思われる物件は、いま説明しました34件であります。

そのまま居住可能、一部修繕すれば居住可能と思われる物件は51件であります。

所有者・管理者が不明である物件は22件、所有者・管理者がいるにもかかわらず、今後その空き家をどうするか決めていない件数は68件で半数以上であり、所有者・管理者の意識の低さがこの問題を難しくしている状況にあります。

次に、「この条例を施行して1年経過してみて、この条例の問題点はないのか。またこの条例だけでは対処できない問題はないのか」という点についてですが、空き家はたとえ老朽化しているとしても個人、または法人の資産であるため、行政も容易には立ち入ることができないことから、所有者等が適正に管理することが大前提であり、よほどの公益的理由が無い限り、行政が強制的に取り壊し等を行なうことは困難であります。

個人資産の管理の不備について、多額の費用を行政が「肩代わりする」ということであり、たとえ肩代わりしたとしても費用の回収が困難な場合が予想されます。

危険な空き家の多くは町外者であり、連絡を取ることすら不可能な物件が少なくありません。しかしながら、危険な物件を放置しておくことは地区だけでは解決困難な課題であることから、当面は地区の相談に応じながら、引き続き実態を調査するとともに、危険と思われる物件については、再三の指導等を強化して対応を促す努力をしてまいります。

法整備の状況について、自民党は管理不十分な空き家の増加を受け、防災や治安確保の徹底を図るため、市町村に立ち入り調査権を与え、所有者への改善命令を可能とする新たな法案をつくる方針を固めており、早ければ秋の臨時国会に議員立法で提出する見通しです。

新法案の仮称は「空き家対策特別措置法案」で、空き屋対策推進議員連盟が法案提出へ中間報告をまとめ党内での協議を加速させています。

総務省の住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は住宅全体の約13%となる約757万戸で、研究者は、このうち放置された空き家が約35%に上るとしています。

放置された空き家の増加は放火などの犯罪の温床となり、老朽化していれば災害時に倒壊する恐れもあり、市町村が条例に基づき対策を強化する事例も相次いでいることから、自民党は「国レベルの法整備が不可欠」と判断したようであります。

中間報告は「空き家問題が全国規模で深刻化している」と指摘し、市町村に税務情報も含めた実態調査を促します。立ち入り調査権を付与する必要性も指摘しています。

同時に、放置すれば著しく危険なケースを「特定空き家」に指定し、所有者に危険除去や修繕を命令できるほか、従わない場合は行政代執行を実施するとしました。

今後法案が成立すれば、これまで様々な権利の関係で着手することが難しいと判断された行政代執行が可能となり、当町でも条例改正を検討してまいります。放置しておいても危険になれば役場がやってくれるという所有者・管理者が出ないよう、慎重に進めたいと考えております。

次に、「空き家の中で人が住む事のできる物件を所有者から譲り受け、一次町管理として町のホームページで真室川町の物件を紹介してIターン、Uターンを呼びかけ、少しでも町の人口減少対策の一つとして役立たせる方策はないか」についてであります。空き家にしないためには、利活用されることが一番であります。

その一つとして、中心商店街活性化事業で都市計画区域内の限定ではありますが、空き店舗を改修して利用する事業者、改修費等の2分の1、上限150万円の補助金を交付する制度を実施しているところであります。

これまで、2件の申請・交付があり、今後も大いに活用いただき、空き店舗の活用を通じて商店街の活性化を図りたいと考えております。

また、平成19年度から町内の空き家を有効活用して町民と都市住民の交流拡大や定住促進による地域の活性化を図るため、町内の賃借・販売できる住宅等を所有している方から、物件情報を空き家情報登録制度「空き家バンク」に登録していただき、ホームページ等で利用希望者への情報提供を行っております。

現在登録されている物件は2件ですが、さらに周知を行ってまいりたいと思います。

次に、「町が空き家物件の譲渡を受け一次管理してはどうか」とのことですが、行政が個人の財産や不動産売買に携わることはそぐわないと考えます。

前段のご質問の「この条例だけでは対処できない問題はないのか」という点についてここで申し上げますが、空き家を撤去するしないという状況にならないよう、所有者が放置する前に利活用できないか工夫することが最も重要であります。

これまで空き家の斡旋について、地元の不動産業者が実績をあげていることから、空き家解消や定住化を期待して支援制度も検討していたところですが、都合により今後は不動産業を継続しないと伺っており、誠に残念に思っております。

今後、付加価値として農地付きや、雪対策を施した物件があれば、都市部やUターン者等への売り込みもし易く、また、借家も対象とした住宅リフォーム補助金や転入者への定住交付金などを広く町外へもPRしながら、不動産業、リフォーム業者と連携した取り組みを行っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） 最初の放送設備の方からお伺いいたします。

屋外に向けた放送設備であるということは理解しています。しかしながら、町内の放送無線は鮭川地域と隣接するところは真室川が聞こえないで鮭川が聞こえる。そして、金山地域と隣接しているところは真室川の行政無線は聞こえないけど金山がよく聞こえるというふうな状況にありますので、その辺の解消もやはりしていかないと皆さんに周知徹底しているというふうなことにはなかなかいかないのではないかなというふうに思われます。

ですから、放送される音質と言いますか。何か女性のデジタル化されたちょっと声が響いて聞こえないという声もあります。試験放送されている男性の声はよく聞こえるんだけど、通常放送されている声が聞き取りにくいという声もありますし、それから駅前辺りは逆に反響しすぎて聞こえないということもあります。

それから、木の下地域では鮭川に隣接するところはそういうふうに鮭川の方が聞こえて、真室川が聞こえないと。同時に放送された場合。

それから、こっち秋山の方に宮沢の近い方はなかなか聞き取れないというふうなことがありますし、スピーカーの1基当たりの量もないのでは、蟻喰はスピーカーが1個しか付いていない。それでは、やはりあの近くで田んぼにいと聞こえないとかそういうふうなことがありますので、もうちょっと詳しくですね。この聞き取りにくいところ、それからなぜ悪いのかということを検証していただく必要があるのではないかと思います、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 先ほども答弁しまして、区長さん方からもですね。聞きながら一度ではなく二度調査をしながらやってきたわけですが、駅前には私のところはよく聞こえますけども、どの辺が聞こえないのかですね。もう一度、町とましても調査して対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤忠吉） 2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） それからですね、町防災放送確認ダイヤルというものを新開設しますとありますが、この時期はいつ頃からなりますか。

それと、町のデータ放送ですね。テレビユー形のデータ放送に搭載しますとありますが、庄内町ですか。庄内町はもう既にテレビユー山形とかNHKとかそういうところで、このデータ放送に防災放送確認ダイヤルというものを設けまして、この番号にアクセスしてくださいと、24時間以内は放送されてからそこにかけてと分かりますというふうになっています。やはり、そういうふうにして何か放送しているな。聞き取れなかったなという時にはやっぱりこういうものが必要だと思いますので、一つ早目にこういうものを確認できる体制をとっていただきたいというふうに思ひますが、この時期的にはいつ頃からなりますか。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長 庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） ただ今のご質問ですが、時期でございます。時期につきましては今調整中でございます、機械調整中でございます、来週ちょうど区長文書配布が9月10日に予定されております。その日からやりたいというふうに、それに向けて今調整をしております。

○議長（佐藤忠吉） 2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） できるだけやはり早目にやはり、そしてこういうものはあるよということを町民の皆さんに周知徹底できるような方法を一つお願ひしたいと思ひます。というのは、普通の

ただの回覧であれば、目を通さないでしまうとあると思いますので、町民の皆さんが必ず目に留まるという回覧にさせていただきたいというふうに思います。

それからですね、通常放送とサイレンの鳴った場合と緊急放送の場合違うとありますが、7月の8日に私達ちょっと研修でいなかったんですけども、その時期床下浸水をするような大雨でありましたけども、その時なんかは防災放送なんかは使われたのかどうか。どういうふうな感じだったのですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） あの雨の状況ではおっしゃられるような聞き取れない地域の方に放送をするということはしませんでした。ということで、全地域に確実に伝わるということが、かえって混乱を招くということ。

後、雨が降っておりますので、雨の音で放送してもほとんど効果がないだろうということで、放送は使いません。その代わり、区長さんですね。前もいろいろな箇所で自主避難をされた方もおります。それらに該当する地区に対しては区長さんを通して、状況の確認と危険であれば自主的に避難を勧めるというか、避難準備をされるようにご指導くださいというようなことも含めて、連絡をしたところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） 放送される音質ですね。これはちょっとかなり町民の皆さんから、聞きづらいという声があるんですけども、これは変える気持ちはないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 過去、生の男の職員の声、生の女性の職員の声で、後は音声合成ソフトによる男性の声、女性の声、いろいろなものを試してですね。その中でどれが一番聞こえやすいんだという話をしたんですけども、人によって違ったという結果です。男の声の方が聞きやすいという方もいらっしゃる、女の方がすっきりして聞こえると。一概にこうどれという決め方できなかったものですから、なおそれも状況に応じてですね。今言った結局男だか女だかということではなく、文節とか喋り方ですね、これ区切って感覚をある程度置くと。反響、調査結果はいろいろあるんですけども、反響によるものが一番聞きづらいわけですね。ごちゃごちゃとなりますね。その際を防ぐ時は文節の間に1秒ぐらい時間を置いて反響が消えてから、次の言葉を発するように調整をさせていただいているところです。ですから、これもあまり間を置くと何を言っているのか分からないということにもなりますので、適正なものを見つけるまでが若干繰り返し繰り返しテストを重ねながらですね。時間もかかるかと思いますが、その努力は今後も工夫ですね。していきたいというふうに考えてございます。なお先ほど、隣の町のところとかありますけども、逆に言えばスピーカーの向き変えてもらえないかと、後から私ども付けましたので、それもちよっと言いがたい部分はありますので、白久を

上げるにしてもスピーカーの処理に見合ったものでなければ音が割れてしまうという今は保守調整という段階でございますので、先ほど町長が答弁申し上げましたように、アンプの交換及びそれに見合ったスピーカーの交換については、それで見込めると判断した場合は予算化をして順次取り組んで、最終的には前も申し上げましたが、これで我慢してくださいという気持ちにはございませんので、繰り返し調整とか整備を行っていくということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） やはり、折角町民のために設置したものですから、これは町民の皆さんに確実に伝わるような方法を逸早く整備していただきたいと思います。1基当たりのスピーカーの数なんかも検討してもらって、ちょっと各地域から町職員の方々も来ているわけですから、そういう方々にも通常放送でどういうふうな状況なのか。やはり、聞き取りながらしていただきたいなと。区長さんでもやっぱり聞こえなくても黙っているような区長さんもいるようですので、一つよろしくその辺のところ聞き取りを完全にやって、聞こえる、役に立つ放送にしていきたいというふうに思います。

それから、空き家の条例についてですけども、やはりこの冬でもかなり倒壊したもの、そういうものが目立ってきております。これはですね。この秋なんて言わないで、また今の現状を見て、トタンが飛んだりそういうふうなところもかなりあるようですから、台風シーズンをですね、前に子供達に危害を加えたり、近くの高齢者の方々がちょっと足腰の悪い人が歩いてて、ちょっと逃げるに逃げられないというふうな状況に、トタンとか木片が飛んでいって怪我をしたとか、そういうことがあるといけないので、できるだけ早く指導等を行っていただきたいと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 再度指導していくというような話もしたところでありますし、駅前地区でも1件ですけども、私もちょうど居合わせて話をさせてもらったりした箇所があるんですけども、やっぱりこちらにいないものですから、のんびりなんですね。詳しくですね。隣との関わりとか、やっぱり枝が落ちてきたりとかですね。そういうことも詳しく話しながら、できるだけ早く対応していただきたいというような話もしてきたところです。

特に、冬場いつも問題になるものですから、土地を売買してですね。県でもある方ですので、そうした方が本人としてもいいだろうというようなこと、前からも今回話したところですけども、なかなかすぐにはというような返事はしてもらえなかったんですけども、何とか対応していくようにこれからもですね、全戸に対してやってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） 昨日もですね、東町に行った時に、冬の間空き家の屋根から、雪が落ちてきて道路の半分ぐらい塞いだというふうなところがありました。やはりですね、通学途中の子供達がいったり、誰か車が通ってたというところに屋根から雪が落ちてきて、道路の半分ぐらい塞ぐぐらいの勢いで、雪が落ちてくれば、これは怪我をし、ましてや下手をすると命を失うという状況になりかねないということもあるわけですから、この辺のところの周知徹底、そしてまた誰の持ち主かちょっと連絡が取れないという物件もかなりあるようですから、この辺のところもちょっと調べていただいでですね。

例えば、命を落とした場合に誰が責任を取ってくれるのかというふうなことも分からなくなってくるわけですから、やはりこれは真室川町の住宅である。町内の住宅であるということを考えれば、やはりその辺のところもせっかく空き家条例もつくっているわけですから、その辺の適用もうまく運用していただいで、やっていかないとまずいんじゃないかなと考えますので、この辺は一つよろしくお願ひしたいと思います。

それから、三滝地区に1件の方が農地等、空き家を取得されまして、これから真室川町に引っ越してくるというふうな情報もありますが、やはりそういうふうにして、農地と答弁書の中にもありましたけども、農地と家を組み合わせた形、老後を真室川町に住みませんかという形でいいと思いますから、やはり今都会においてかなり生活していくには困難であるというような方もいらっしゃるようですから、老人介護等の問題も含めながら、空き家を有効に利用できる方法を一つ考えていかなければいけないんじゃないかというふうに考えます。そういうところも含めまして、一つ町当局も検討しながら、できるだけ真室川町の人口の減少にも歯止めをかけないといけないということもありますので、一つご尽力をお願ひしたいというふうに思ひまして、私の質問終わります。どうもありがとうございます。

○議長（佐藤忠吉） 質問者に申し上げます。要望だけで答弁はいりませんね。

（「はい、いりません」の声あり）

引き続き発言を許可します。10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） 先に通告しておりました井上町政3期目についてを質問し、私の意見も申し上げながら、町長の3期目に向けた諸政策についてお尋ねいたします。

平成25年度2月4日の山形新聞の報道によりますと、井上町長自身の後援会の町政報告会で、「まだ達成していない課題がある。3期目に挑戦し、解決に向けて取り組んでいきたい」と話、そしてあいさつの中で「任期まで1年となった。昨年の各地区の座談会で、町民から3期に対する期待の声をいただいた。まだ早いという思いもあったが、自分としてはしっかり答えなければならぬと考えた」と、早々にマスコミに対し3期目への立候補を明らかにいたしました。2期目の立候補の時もそうでありましたが、早々にマスコミに対して立候補の表明をすることに対して、どうこう言う筋合いもないわけでありまして、こうしなければという決まりも無い

わけであります。あえて一言言わせていただければ、大方の組長首長選挙の報道を見る限りでは議会の中で質問などに絡んで立候補の意思表示をするのが常識のように受け止められているのが常であります。

さて、平成17年11月に「町民と共に行動して活力あるまちづくり」「町民の視点に立ち、町民の声を第一とし、公平・公正にすべての町民が安全・安心して将来に希望が持てるまちづくりに向け政策を実施する。」を基本理念に井上町政が発足いたしました。

2期8年間の選挙公約・所信表明・各年度の施政方針を顧みるに2期共通のマニフェストは、雇用・真室川ブランド・NPO・医療の充実のようであります。所信表明及び施政方針では産業振興・生活環境・交流人口・教育等を推進すると掲げております。

この8年間で井上町政が掲げる「活力あるまちづくり」「将来に希望が持てるまちづくり」が達成されたのでしょうか。

真室川町の活力となる人口は、平成17年10月10,054人から平成25年7月8,803人となり、8年間で1,250数名の減少、（これは12.5%に当たります。）の状況で県内においても減少率が激しい状況にあります。

県が発行している県民手帳等の資料によれば、産業経済指針を見るに、製造品出荷額、付加価値額、商品販売額、農業算出額、農業就業者、有効求人倍率、総所得、個人所得等々が激減しております。特に製造品出荷額は町長が就任の平成17年の8,695億円から平成22年では4,377億円と6年間で半減の状況で、今後も衰退が予想され町内雇用も益々懸念されます。

以前、私が一般質問で申し上げた経緯がございますが、県境地、面積、人口、文化面等で地理的にも類似団体である最上町との対比は、これまで長期間両町職員間でも産業経済指針や政策等で励みとして競争心がありました。

現在は680人程度の人口で減に対し、あらゆる面で10数%から40%の開きが生じております。閉校した小中学校活用のアウトラインの無い地域は、人口の減少と産業の崩壊となり、「活力あるまちづくり」「将来に希望が持てるまちづくり」とはほど遠い状況であります。

全県下地域格差の拡大は、生活排水処理施設普及率が県下最低市町村の数値は、環境保全型農業発祥の地や環境王国指定の真室川町と相反する数値ではないでしょうか。

私はこれまで一般質問で「町民目線で町役場の改革推進」や「開かれた町民参加で協議の活性化対策」について各種提言をしながら訴えてまいりました。

町民窓口の対応や町民配布物の細やかな対応等々は、高齢化率が郡内2位・県内6位の真室川町に町民目線がいかに重要か。また、職員の意識改革と資質向上を最大限に提言してまいりました。

井上町長の2期共通の町ブランド開発マニフェストにおいて、高級感や特に名の通った銘柄開発品があったのか、8年間の町ブランド開発における開発室設置等これまでの町の投資額と

ブランド開発品販売額・雇用人員・各種税への貢献度をどのようにとらえているのでしょうか。

現状での真室川町行政の方向性は、具体的に取り組む重点事業の方向性や目標指標・推進工程等は定かなのでしょうか。

例を申し上げれば、来年金山町を主会場に開催される全国育樹祭の開催における関連事業の取り組みは近隣市町村では活発な事業展開が図られております。農林業の町真室川は、最上広域森林組合・山形県真室川模範林・県神室少年自然の家・山形森林管理署最上支署等の当町配置は、長年先輩町長を中心に誘致活動で勝ち取った公的施設であります。特に当町には東日本地域に誇れる製材所の存在や各種の巨木は「森林の町」とも言えるものでありましょう。真室川町から率先してそれらの施設や人材の活用は提案やコンセンサス無くして全国に発信する事業展開が出来ないでありましょう。

トップダウンは思いつき、戦略・戦術不足となり、指示待ち症候群になりがちです。

更に、地域づくりに不可欠な人材育成は絶対条件であります。国や県の政策方向は、提案公募方式による補助金採択が主流となり今後ますます市町村間の知恵が求められます。与えられる政策から工夫する政策に方向を変える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、私は3期目に向けて立候補する井上町長の過去2期8年間で示してきた公約の達成・実績をどのように評価しているのか、そして、どのような課題が達成されていないのか、それらの課題解決にどう取り組んで行くおつもりなのかをお聞きしたいと思います。

3期目に向けた町長選の旗揚げにあたり、今度こそ町民誰もが希望と夢が持てる、そしてこの町に住みたいと実感できる町をめざして諸政策が展開されることを願いつつ、町長の意欲ある答弁を期待し私の質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 佐藤勝徳議員のご質問にお答えいたします。

今までの公約の達成・実績であります、平成17年11月の就任から4年間の1期目については、以前の議会で申し上げましたので、主な実績を申し上げますが、「町長報酬の20%カット」、「町長専用車の廃止」、「副町長を置かない」、「職員地域担当制の創設」、「職員消防隊の組織化」、「福祉・保健・子育て支援に関する総合窓口とワンストップ化サービス化」、「いきいきサロンの普及」、「たんぼぼこども園の開設」、「保育所・こども園児童の通園バス無料化」、「妊婦健診の公費全額負担」、「乳幼児から高校生までの予防接種費用無料化」、「病院へのMRI装置の導入」、「内科医の着任」、「町産業振興条例の制定」、「メタルプロダクツの誘致」、「真室川ブランド品の開発」、「NPO法人の設立」、「町営駅西住宅8棟の建設」、「児童への防犯ブザーやクマ避け鈴の配置」、「学校図書の実質」、「町単独の学習指導員、支援員の配置」、「町民球場の照明等の整備」、「中学校の給食実施」等を行ってまいりました。

2期目につきましては、私の理念、信条、公約、政策、真室川町への思いを第5次総合計画の基本目標を達成するための各施策に表していますので、6つの基本目標に沿って申し上げます。

「いきいきと働き個性を創るまちづくり」の産業の振興について、

初めに農業の振興について、米と園芸作物や畜産による複合経営を推進し、農業所得の向上を支援してまいりました。

米の良質米生産を基本とし、園芸産地活性化と算出額増大を図るため、重点品目生産用設備・機械の導入事業を継続して産地化形成と生産額拡大に結び付けております。

畜産振興として秋山牧場の機能強化を図るため牛の周年預託施設の建設に着手し、平成23年12月に完成、今年の冬場は約170頭の利用となっており、この畜舎を核とした畜産農家の作業効率化・経営規模拡大が促進されております。

全国に先駆け、耕畜連携強化として自給飼料作物の生産供給に取り組み、その成果は高く評価されております。

担い手育成として、新規就農、農地集積、耕作放棄地への対策を実施するため、地域農家のあるべき方向性や地域の中心となる経営体等を定めた人・農地プランを8つの集落が策定しました。

また、「農業後継者育成支援事業」で新規に就農した5名と1夫婦に就農給付金975万円を交付し、今年度は新たに2名への交付を予定しております。

商工業の振興として、平成19年に産業振興条例を制定、今年3月には企業の用地取得費用の補助率を5%から30%に改正し、これまで土地取得資金及び雇用奨励金等1,758万円を交付して支援拡充を行っており、本年は、地元企業の事業拡大と雇用拡大を支援するため、旧及位中学校跡地の一部無償譲渡を行い、さらに異業種への参入による事業規模拡大と雇用創出を支援してまいります。

また、最上地域全体の雇用対策として、最上広域、新庄市を核とした企業誘致を推進してまいります。

地域経済と商品の活性化、町民生活支援、消費拡大を行うプレミアム商品券販売事業も継続して行ってまいります。

平成20年度に真室川ブランド推進プランを策定し、地域資源を生産者の工夫と努力により「真室川の暮らし」そのものの質と価値を高めて、真室川という地域の魅力を伝えるブランド品開発を進め、現在では32品目を認定し販路拡大を図っております。

本年5月には6次産業化推進本部を設置し、私を本部長とする組織を新設しました。

また、4月から産業課に地域協力隊員を6次産業化推進員として配置、新たな発想・視点による商品開発・販売・PR活動を行い、新たな産業の創出と所得向上を目指し、専業農家の農

業所得目標1,000万円に取り組んでまいります。

林業振興では、林道整備を計画的に継続し、緑の環境保全と特産林産物の生産拡大の支援を行ってまいります。

観光の振興では、町内各地に分布する巨樹・巨木に係る事業として「巨木の森コンサート」、「巨木の森フォトコンテスト」、「巨木の森ツアー」等を創設した結果、県内外から数多くの参加をいただいております。

まむろ川温泉梅里苑のリニューアルにより、心地よさをより味わってもらえる、天然石張りの風呂と木のぬくもり漂うあたたかい空間に生まれ変わりました。

次に、「健康と福祉のまちづくり」について、

健やかで元気に暮らし続けられるよう健康づくりの推進、医療体制の充実、地域福祉や子育て支援の充実を行ってまいりました。

特定不妊治療費用に対する町助成を新たに開設し、妊婦健診の公費負担やプチママサロン、新生児訪問等とともに子どもを産み・育てやすい環境づくりに努めています。

中学生までの医療費を無料化にすると共に、これまでの法定予防接種に子宮頸がん等ワクチンを加え、接種費用の無料化や風疹ワクチン費用補助を実施しております。

子育て支援の充実のため、子育て支援担当保育士を福祉課に配置し、子育て支援センターと保健事業の機能連携の強化を行い、子育て相談のみならず、発達障がいに係る早期対応、早期相談に結び付けております。

また、幼保小連携モデル事業により、子どもの発達、発育と円滑な小学校就学までの保育所、こども園、小学校が連携する体制整備を進めています。

幼児期の子どもへの質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援を充実するため、子ども・子育て会議を今年6月に設置しました。子ども・子育て支援事業計画を策定し、総合的な子育て支援を行ってまいります。

懸案でありました医師確保については、各方面へ懸命な働きかけを行い、本年4月から常勤内科医1名を増員することができ、さらにもう1名を増員するため交渉を行っているところであります。

老人福祉と障がい者福祉の充実について、除雪支援事業の拡充や福祉燃料券・タクシー券の利用範囲拡大など在宅福祉施策の向上に努めてまいりました。

施設入所待機者対策として、介護施設誘致のため、敷地の無償貸与や町道改良等の支援を行い、秋山地区に介護老人保健施設「梅花苑」を誘致し、雇用拡大や地域経済への波及にも結びついております。

次に、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」のため、学校教育の充実として「心豊かでいのち輝く真室川っ子の育成」を目標としてまいりました。

この間、少子化による著しい児童数の減少に対応するため、昨年4月に安楽城小、差首鍋小及び平枝小の3校を統合し、真室川あさひ小学校として開校、本年4月には及位中学校を真室川中学校へ統合いたしました。

両校とも、児童生徒の通学に支障の無いよう、スクールバスを2台ずつ配備して送迎をしています。

統合にあたって、保護者、地域の皆様、関係各位のご理解ご協力をいただき、統合準備委員会を設置しながら、スムーズな移行ができましたことに、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

児童生徒の快適な学習環境を提供し、学習力向上のため、全教室を対象とした事業としては県内で唯一、当町が全小中学校にエアコンを設備しており、快適な学校生活を送ってもらっています。

引き続き学習指導員や英語指導助手を配置し、梅の里チャレンジプランを実施してまいります。

さらに、災害やクマ出没、不審者対策として、緊急時に保護者の携帯電話に一斉送信でお知らせする「マメール」を緊急連絡網として全小中学校へ整備し、保護者への情報提供を行い、児童生徒の安全確保に努めています。

生涯学習の充実として、一人1学習・1スポーツ・1ボランティアをテーマとし、引き続き放課後子ども教室や学校支援本部事業、高校生ボランティア育成事業などを実施してまいりました。

本年5月1日に、差首鍋地区にスポーツ施設や集会ができる施設が欲しいという地域の要望にお応えし、138年の歴史に幕を閉じた旧差首鍋小学校が地区生涯学習センター「まざれや」として生まれ変わりました。

現在、既に利用者が2千人を超え、地域コミュニティ拠点施設として活用されており、さらに都市との交流拠点としての位置づけを図ってまいります。

昨年、2月に全日本スキー選手権大会を誘致し、真室川大会として開催、町民の皆様のご支援・ご協力により大成功を収め、クロスカントリーの地「真室川」を全国にアピールすることができました。

小学校で取り組んでいるクロスカントリー競技をさらに強化してまいります。

伝承文化の振興にも取り組んできましたが、今後もフェスティバル等を開催し、連携強化を図ってまいります。

地域活動の推進について、人口減少や少子高齢化などにより、元気がなくなりつつある集落を応援するため、平成22年度にムラづくりチャレンジ事業を創設しました。集落の活性化、協働の意識づくりなど、集落を元気にするために集落自身が考えた事業に助成金を交付し、3年

間で延べ28集落に活用していただきました。

今年度からは、全地区で利用してもらうため、日常の集落活性化事業であれば5万円を上限に地域づくり活動支援金を交付しております。

現在、50集落で、250万円が申請済みであり、利用された区長さんからは、「取り組みやすい」、「来年も継続してほしい」等の評価をいただいております。

男女共同参画では女性委員会や各種委員会での女性委員の比率を30%以上を目標に、行政への参加をお願いしてまいります。

次に、「快適で安心できるまちづくり」について、

道路網の整備では、重要度と地域バランスを考慮しながら新規・継続工事を実施しており、長年の構想であった真室川駅東口の自由通路の開通や大池橋架け替え工事も完成し、さらに田代橋の架け替えを行います。

県道の安久橋架け替えの着工、さらに栗谷沢橋架け替えの設計着手、加えて新庄湯沢道路の及位区間の調査決定も、町単独はもちろん、関係自治体の首長との連携した陳情要望活動が実を結び実現したものであります。

交通体制の整備について、高齢化社会の対応と交通弱者への支援、地域の足として路線バスの果たす役割がさらに増すことから、料金を各路線とも一律200円に、定期券をひと月2,000円として利用拡大を図っています。

生活環境の整備について、安心・安定した飲料水提供のため、計画的な配水管敷設工事を行いながら、釜淵・及位地区は真室川地区と連結する上水道事業を計画・実施していくとともに、水道未給水地区への対応として、滅菌処理装置の設置補助を行っております。

県内下位となっている生活排水処理率を向上するため、廃止された合併浄化槽設置の県費補助の復活を要望し続けた結果、復活することができましたので、下水道加入促進と合わせて環境整備に力を入れてまいります。

住宅整備について、平成23年度から住環境快適サポート助成事業を創設し、住宅の新築、耐震、省エネ、バリアフリー及び子育て等のための改修工事に助成金を交付しております。

これまでの補助金額が3,300万円、対象工事費が7億4,600万円、うち町内業者の受注額は5億6,600万円であり、建築業を中心とした町内経済への波及効果がかなり高い施策であると思っております。

環境対策について、豊かな美しい自然環境を次代に引き継ぐ「エクセルギータウン・真室川町」を推進するため、雪国でもできる太陽光発電の一つの実証実験として、他の自治体に先駆け、平成23年8月に役場庁舎壁面に垂直式の太陽光発電装置を設置し、町民ホールの照明を賄い、発電状況をリアルタイムで確認できるシステムを設置しました。

木質バイオマスを利用する薪ストーブ等の導入や太陽光発電装置設置に伴う助成事業を創設

し、家庭からの再生可能エネルギーの普及を推進しており、実用として梅里苑に木質バイオマスボイラー設置の工事中であります。

防災体制の整備については、迅速な情報伝達を行うため、町内全域に防災放送塔93基を配置し、平常時は役場からの各種お知らせ、緊急時のクマ出没情報や行方不明者の搜索等に利用しております。

自主防災組織の結成と普及のため、地区座談会や防災リーダーの育成を行い、自助・共助・公助を有事の際に発揮できるよう、体制と防災意識の向上に取り組むとともに、各地区の防災機能強化策として、避難所となる地区分館や発電機及び投光器の配備、耐震診断と改修計画策定及び耐震改修工事への全額補助とバリアフリーへの補助を実施しています。

また、緊急時医療対策として、町内にドクターヘリのランデブーポイントを設定し、舗装工事を実施しました。

次に「ひと・もの・こころが交流するまちづくり」について、

若者の出会い場の創出、少子化・結婚支援として平成23年度より町独自のパーティー、結婚支援員制度の創出、講師を呼んで結婚セミナーの開催、最上広域婚活事業実行委員会と連携しながら事業を進めております。

姉妹都市である古河市、今年で40周年を迎える東京真室川会との交流拡大をさらに図ってまいります。

「真室川音頭発信事業」として、真室川音頭を落語の出囃子として使用している落語家の桂吉弥さんを真室川大使に任命し、9月23日に大使就任落語会開催とイメージキャラクター「うめ子ちゃん」の着ぐるみの披露を行います。

真室川音頭全国大会の東京開催をめざし、真室川音頭の認知度アップと真室川町のPR、交流人口の拡大を図ってまいります。

情報ネットワークの活用推進については、平成20年3月に全町に超高速通信ネットワーク網を整備し、都市との情報格差解消を行い、地上デジタル放送の難視聴地域への配信事業により、平成24年度をもって当町の難視聴地域を解消いたしました。

次に「健全財政のまちづくり」についてであります、

重要な自主財源である町税の収納率については、平成20年度が県内35自治体のうち29位でありましたが、収納対策の強化により収納率が向上し、平成24年度は7位となり、さらに努力を続けてまいります。

行財政改革を推進し、適正な定員管理やPDCAサイクルによる行政評価を行いながら事業の推進を図り、効果的な予算の執行に努めてまいりました。

国・県の経済対策による補正予算で「地域活性化・きめ細やかな臨時交付金」や「住民に光を注ぐ交付金」等にも迅速に対応した町予算を編成して、切れ目のない雇用と経済の活性化に

努めてまいりました。

歳入と歳出のバランスをとり、地方債残高を減らしながらも、投資的経費は郡内でもトップであり、積極的に公共事業と町単独事業を発注しながら、町内経済活動の維持に努めております。

以上、これまで取り組んで達成している施策、達成しつつある施策を申し上げます。

役場主導だけではなく、町民の皆様、議員各位、町関係者が一緒になって取り組んできた成果でありますので、十分評価ができるものと自負しております。

次に、達成されていない課題とその解決にどう取り組んで幾つかについてであります。

「健康と福祉のまちづくり」では医師確保であります。

本年4月から常勤医師5名体制になりましたが、7月に1名が体調を悪くして退職されました。現在数名の方と交渉中でありますので、条件整備を図り早期の招聘に向けて取り組んでまいります。

「いきいきと働き個性をつくるまちづくり」では雇用拡大について誘致活動で実績は挙げてきましたが、継続していかなければならない事業でありますので、先ほど述べた内容で取り組んでまいります。

今年3月に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の2040年の調査で、当町の2040年の人口が4,986人と推計されました。2010年の9,165人に比べて45.6%の減少率となり、65歳以上の人口は2,135人で高齢化率42.8%、さらに75歳以上が1,460人で29.3%という数字が示されました。

全国的な少子高齢化の進行は、町の過疎化に拍車をかけるとともに、高齢者率の上昇、労働人口の減少、生産や消費といった経済面の影響等数多くの問題が挙げられ、町の活性化対策は過疎に悩む自治体の永遠のテーマでもあると言えます。

今年7月に山形大学東北創生研究所の先生方と町管理者の「地域課題に係る意見交換会」を実施しました。

東北創生研究所では、人口減少社会の中で、地域間で連携しつつ自立できる地域コミュニティや行政サービスの構築、運営方法を模索し、実践するものです。

今年度から5ヵ年計画で、町内の集落をモデルケースとし、人口が減少していく過程、集落の運営方法、共同作業の仕組み及び伝統芸能継承等について集落から協力をいただき、将来を見据え、将来の集落の再構築のため研究が行われており、町も全面的に協力してまいります。

今後、町が持続的発展を遂げるためには、限られた財源、資源を効率的、効果的に活用できるような町経営基盤を確立するとともに、地域の特色を生かせるような施策を立案し、総合的かつ体系的に構築して展開してまいります。

真室川町総合計画・基本構想に掲げる町の将来像「人が輝き町が輝き未来が輝くまむろ川」

を目標に、「人と地域と自然が輝くまちづくり」を基本姿勢に各種施策を推進するため、一緒に取り組んでもらった町民の皆様、議員各位、職員をこれからも大事にしながら、さらに一体となって3期目の仕事をしてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（佐藤忠吉） ここで、会議を閉じ、休憩します。会議の再開を、午後2時25分といたします。

（午後 02時13分）

（休 憩）

（午後 02時25分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き発言を許可します。6番 大友又治君。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） それでは、先に通告しておりました事項について質問をさせていただきます。

平成25年度版の森林・林業白書（平成24年度森林及び林業の動向と平成25年度の森林及び林業施策）が平成25年6月25日発行されました。

我が国は、森林が国土の約3分の2を占める世界有数の森林国です。国土面積3,779万haのうち、森林面積は2,510万haこのうち約4割に相当する1,035万haが人工林となっています。ちなみに、人工林の主な樹木はスギ、ヒノキ、カラマツ等々となっております。所有形態は、森林面積の69%が民有林、31%が国有林となっています。

森林は、木材の生産機能のほか、良質な水を育む水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの多様な機能を持ち、我々が安全・安心で快適な生活をしていく上で重要な役割を果たしています。

また、森林から林産物を生産する林業は、その活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の雇用の確保に貢献しています。

国民がその恩恵を将来にわたって永続的に享受するためには、森林を適切に整備・保全することが求められています。

我が国の森林資源は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入りつつあるものの、国内の森林・林業は、林業算出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなどにより、依然として厳しい状況に置かれています。

このような中、農林水産省は、平成21（2009）年12月に、我が国の森林・林業を早急に再生する指針として、「森林・林業再生プラン」を策定しました。同プランは、今後10年間を目途に、施業の集約化や路網の整備、人材の育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基礎づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することにより、「10年後の木材自給率50%以上」を目指すこととしています。

平成22年11月には、同プランの実現に向けた具体的な改革内容を「森林・林業の再生に向けた改革の姿」として取りまとめました。

このような検討を踏まえて関連する法制度の見直しが行われました。

平成22（2010）年5月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が新たに制定されました。同10月に施行されました。

平成23（2011）年4月、「森林法」について、所要の改正が行われました。24年4月に施行されました。

平成24（2012）年6月、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」が公布されました。同法では、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度の創設とともに、国有林野特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業を一般会計において実施するなどの措置が講じられました。平成25年4月に施行されました。

平成23（2011）年7月、「森林・林業基本法」に基づき、「森林・林業基本計画」が5年ぶりに直されました。

新たな計画では、森林・林業の再生に向けて、適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成等を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興等を推進することとしています。また、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、沿岸部の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくりへの貢献を推進することとしています。

また、同計画では、森林の整備・保全や林業・木材産業等の事業活動等の指針とするため、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定しました。このうち「林産物の供給及び利用」の目標としては、10年後の総需要量を7,800万 m^3 と見通した上で、国産材の供給・利用量3,900万 m^3 （これは総需要量に占める国産材の割合が50%）を目指しています。

「森林・林業基本計画」の見直しと併せて、国が策定する「全国森林計画」、都道府県が策定する「地域森林計画」、市町村が策定する「市町村森林整備計画」の役割と内容の見直しが行われました。全国1,614の市町村が平成24年3月末までに市町村森林整備計画の変更樹立を行っております。

山形県は県土の72%を占める約67万haの豊かな森林を有しており、木材などの林産物や豊富な水資源、安全な生活環境、美しい自然景観など有形無形を問わず県民に多くの恵みをもたらすとともに、「草木塔」に見られるような独自の森林文化を形成してきました。

平成14年6月に開催された第53回全国植樹祭を契機として、森づくりに多くの県民が参加し、森林・林業への理解が深められ、森林を地域全体で支えていこうとする気運が高まってきました。

た。

平成26年（2014年）秋に、第38回全国育樹祭が金山町の遊学の森で開かれます。第53回全国育樹祭で天皇皇后両陛下がお手植えされた木を、ヤマボウシ等ですがそれらを皇太子同妃両殿下によるお手入れや参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的として毎年開催されています。

やまがた緑環境税は、「森林環境の保全」や「森林を県民で守り育てる意識の醸成」等を目的として、都道府県が独自に課税する取組で、平成15年度高知県で導入されて以降、平成24年度で33県となっています。

導入して7年目となる平成25年度は、過去最大となる1,550haの荒廃林整備を予定しています。類型で9,200haに上る見通しで、平成29（2017）年度までの目標値11,600haに対し、進捗率は79%に達しています。

平成25年度のやまがた緑環境税活用事業費は8億円で、累計で33億600万円に上ります。

平成23年3月、やまがたの森林（もり）を守り、育て、生かし、支える、第2次山形県森林整備長期計画を県では策定しています。「第3次山形県総合発展計画」（平成22年～31年）及び「山形県農林水産業振興計画」（平成21年～31年）に沿いつつ、森林・林業の現状を踏まえ、森林づくりの基本方向を提示するとともに、計画期間（平成22年度～31年度）10年間における目標とそれを達成するために必要な具体的方策を提示するとともに、山形県における森林・林業施策の基本となる計画として位置づけています。真室川町森林整備計画は、県の構想を受けて平成17年度から10年間を経過期間として策定されています。

国が策定の「全国森林計画」、都道府県が策定の「地域森林計画」をもとに平成24年3月、平成22年4月1日～平成32年3月31日までの計画期間（平成24年3月に一部変更ありました）で、真室川町森林整備変更計画書が策定されています。

町の森林面積は32,767haで町総面積haで言いますと37,420ha。この87.6%を占め、木材等の林産物を供給するとともに、町土の保全、自然・生活環境の保全、水源涵養等多面的機能を有し、これらの機能を通して地域経済と地域住民の生活向上に大きな役割を担っています。

森林面積のうち、国有林は26,232ha（80%）、民有林は6,535ha（20%）で、民有林の人工林比率は71%、保育等を必要とする35年生以下の森林が28%を占め、間伐等の森林施業が行われず放置された森林が多く、今後は、保育、間伐を適正に実施していくことが課題となっています。

森林整備に必要な林道は48,940mが開設されており、林道密度は9.6m/haとなっています。効率的な森林施業を進めるため、今後も路網整備を推進していくとしています。

林業を取り巻く状況は、木材価格の低迷による林業生産活動の停滞により、間伐・保育等が適切に実施されない森林が増加しているが、町民の多様なニーズに応え、木材生産のみならず、

水源涵養機能、山地災害防止機能等公益的機能を発揮する森林整備を推進するとしています。

第5次真室川町総合計画は、6つの施策の方向を掲げて、林業振興を図るとしています。

森林の持つ多面的機能に対する国民・県民・町民の認知、世界的に木材需要が増大し、国産材の利用を進める追い風が吹いている中、森林・林業を活性化する好機となっています。

町の林業振興、森林整備計画について、国・県の施策を受け、森林組合等と一体となり、検証しながら積極的に施策を展開していく必要があります。

持続的な森林経営を実現するためには、森林の多面的機能を持続的に発揮していく基盤として、丈夫で簡易な道づくりを進めていく必要があります。

「林道」「林業専用道」「森林作業道」のそれぞれの役割に応じた適切な組み合わせにより、長期にわたり使用することを前提とした路網整備の推進が必要です。また、林業生産性の向上を図るため、路網と高性能林業機械の適切な組み合わせによる生産性の高い作業システムを構築することが重要です。

間伐は、森林の環境を豊かにし、森林の価値を高め、地球温暖化防止に貢献します。間伐や更新伐を実施し伐採木を搬出することで、森林管理・環境保全直接支払い制度の補助が受けられるようになっております。

8月17日付けの新聞報道によりますと、西川町が新事業「軽トラ林業支援」をスタートさせました。町内の山林の持ち主がスギの間伐材を軽トラックに詰める長さに切って持ち込むと、製材所が町内で使える商品券と交換する仕組みです。町が、町製材協同組合と連携して実施する新しい事業です。県内では、鶴岡市の温海町森林組合が、平成23（2011）年から間伐スギを現金で買い取る制度を導入しており、年々利用が増えているとのことです。

活発な間伐につながるのではと期待を寄せているとのことでございます。

木材等の消費拡大、10年後の自給率50%以上を目指す。そのためには、公共建築物等の木材利用、公共施設への木質バイオマス利用の促進が必要です。

今年度、梅里苑にチップボイラーが設置されます。コテージ、トロッコ列車の運行と相まって誘客の目玉となることを期待しています。そこで、間伐材を利用したトロッコ列車の駅舎等、これはログハウスのような感じのそういったものが駅舎の建設、林間にツリーハウスやパーゴラを設置して癒しの空間を演出しながら木材利用につなげるのも一策だと思います。

梅里苑の誘客アップ、ひいては交流人口の拡大にもつながります。

梅里苑のチップボイラー導入を契機に、順次、町の公共施設への木質バイオマスの利用促進を図り、「バイオマスタウン真室川」を目指してはどうでしょうか。

県・町の導入補助で、薪ストーブの設置件数が増えています。補助事業で導入した薪ストーブは累計で現在何基になっているでしょう。導入に伴い、当然薪の供給も増加しています。

木質チップや薪の安定供給体制の構築も重要になります。

町では、うるし産地形成を重点施策として昭和55年度より植栽が始まり、平成8年度までに22ha、約3万本が植栽されました。平成元年度に建設され、漆器製品の生産販売まで一貫した産業化を目指した「うるしセンター」が今年度、事実上閉鎖されました。町の特産品づくりとして推進してきた漆器生産が後退したことになります。うるし植栽地の保育・樹液生産、掻き子・木地師・塗り師の養成は、また漆器のブランド化はどうなるのでしょうか。

町はうるし振興を今後どのように位置づけているのでしょうか。

また、温暖化防止など森林の公益的機能の大切さ、林業後継者の育成等、将来を担う子どもたちへの例えば学校林等を活用した「木育」や「森林環境教育」も重要なテーマです。

林業者、行政、山形森林管理署、森林組合、木材産業、素材生産共同組合等、森林ボランティアと他業種が連携して町の林業振興を積極的に図っていくべき時です。

林業の振興が町の活性化につながるよう以下について町長にお伺いいたします。

1. 林業の振興で町の活性化を図るために

～真室川町森林整備計画等の検証と積極的な展開を～

- ①路網の整備、間伐材の利用促進施策を。
- ②公共施設の木材利用や木質バイオマス利用促進を。
- ③木質チップ、薪等の安定供給体制は。
- ④うるし振興事業の今後の位置づけは。
- ⑤森林環境教育や森林ボランティアの育成支援を。

以上、私のこの場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 大友又治議員のご質問、「林業の振興で町の活性化を図るために」～真室川町森林整備計画等の検証と積極的な展開～についてお答えします。

当町は、総面積374.29平方キロメートルに及ぶ広大な面積を誇り、その内、山林の割合は87.6%、327.67平方キロメートルを占め、木材等の林産物供給はもとより、町土の保全、自然・生活環境の保全、水源涵養等の多面的機能を発揮し、これらの機能を通して地域経済と地域住民の生活向上に、大きな役割を担っております。

平成24年3月に一部変更した「真室川町森林整備変更計画書」の森林資源の状況は、国有林が26,232haと森林全体の約8割を占めており、残りの約2割6,535haが民有林で構成され、民有林の人工林率は71%となっております。

また、保育等を必要とする35年生以下の森林は約3割を占め、間伐等の森林施業が行われず放置された森林が多く見られ、保育・間伐を適正に実施していくことが今後の課題となっております。

森林整備に必要な林道は、平成25年6月現在で20路線：総延長49,317mが開設され、林道密

度は1ha当たり9.01mとなっております。

初めに、1点目のご質問、「路網の整備、間伐材の利用促進施策を」についてお答えいたします。

作業路網につきましては、大きく分けて「Ⅰ：林道」、「Ⅱ：林業専用道（中核作業道）」、「Ⅲ：森林作業道（基幹作業道）」、「Ⅳ：作業路」の4つに分類されます。

Ⅰの林道は、「効率的な森林の整備、地域産業の振興」を目的に地方自治体により整備され、公共施設として維持されます。

直接的な目的は、森林へのアクセスを確保するための恒久的な施設で、一般車両が走行可能で幅員は4～5m程度、設計速度は時速20kmから40km程度までとなります。

中には、大規模林道のような幅員・設計速度が大きな規格の道路もあります。

次に、Ⅱの林業専用道（中核作業道）は、林道からの支線で、利用頻度が高く森林整備計画地の中心を通るなど幹線となる作業道で、森林所有者や事業者により整備、維持管理され、高密度路網エリアを形成する際の骨格となる作業道です。

木材搬出トラックが利用するもので、一般車両の通行は想定しておらず、定義上は一時的な施設で、設計速度は特に無く、幅員も3m～4m程度となっています。

Ⅲの森林作業道（基幹作業道）は、林道や中核作業道からの支線で、森林所有者や事業者により整備、維持管理され、積込、運搬、森林整備用資材の搬入、労務の輸送及び森林の管理等に使用することを目的に開設する作業道です。

Ⅳの作業路は、森林所有者や事業者により整備、維持管理され、林道または作業道から分岐し、基幹作業道を補完し、集材、運搬作業を行う林内作業車や、フォワーダ等の高性能林道機械の通行を前提とした、林道や作業道までの木材の搬出等に使用される道です。

以上の分類で「Ⅰの林道」は地方公共団体が主体となり整備、維持管理されるとあり、その他の3つは森林所有者や事業者により整備、維持管理されるとあるように「林業専用道」以下の道は、一般車の通行を想定しておらず大型の木材運搬車や集材を行う重機などを想定したものとと言えます。

「路網の整備」について、持続的な森林経営を実現するためには、分類された4つの林道等全てが、それぞれの機能を果たすことが不可欠であるといえますが、新たな林道建設には多額の費用も必要であり、木材価格の低迷による林業生活活動の停滞などもあり、計画どおりに開設できていない状況にあります。

受益者や地権者の理解を得ながら、調整が整い次第、順次整備していきたいと考えております。

また、既存の20箇所の林道も、今年7月の大雨被害により、権現堂線の一部で大規模な路肩崩壊が発生し、現在通行止めの措置を講じており、その他の林道でも多くが路面洗掘による災

害が発生しており、その修繕を急ぎ適切な維持管理に努めてまいります。

「間伐材の利用促進施策」についてですが、先に述べたとおり保育等を必要とする35年生以下の森林が約3割を占める中、材価の低迷が引き続き、長伐期化の傾向が強く、大径木の伐採が増え小径木は現場切捨ての状況が続いてきましたが、板材や杭材などへの有効活用に取り組んでいる事業者もいることから、今後さらに拡大に向けて推進してまいりたいと考えております。

また、これまで間伐で山に捨てられていた木材を搬出し、ボイラーの燃料として活用する「木質バイオマス利用」の動きがあり、当町においても梅里苑に木質バイオマスボイラーを設置し、来年度から本格的に稼動をさせます。

ボイラー燃料として木質チップが必要になることから、燃料として木材を安定的に供給するためには、搬出コストと含水率を含めた品質の確保、規格の統一などが必要となりますので、関係機関・業者等と協議のうえ体制を整備しております。

また、新聞報道の西川町の新事業「軽トラ林業支援」についても、森林組合・関係団体と協議しながら、今後の取り組みの参考事例としたいと考えております。

次に2点目のご質問、「公共施設の木材利用や木質バイオマス利用促進を」と3点目のご質問「木質チップ、薪等の安定供給体制は」について合わせてお答えいたします。

平成19年2月策定の真室川町地域新エネルギービジョンにおいて、公共施設への木質バイオマス等の率先導入を位置づけて以来、具体的な事業化を模索してきたところでありますが、これまでは、梅里苑へのペレットストーブ導入のみとなっていました。

今年度中に、梅里苑に本格的な木質チップボイラーを設置すべく、事業を展開しているところです。

旧及位中学校校舎の利活用として、民間事業者が木質バイオマスエネルギーを使った産業施設としての利用をめざしています。

それ以外は、当面新規の施設の建設は無いものと予測され、導入可能とすれば、既存施設のエネルギー設備の更新時がそのタイミングとなります。

まずは、実際に梅里苑において稼動した結果、イニシャルコスト、ランニングコスト両面でのメリットを実証しつつ、それぞれの公共施設の敷地や環境配慮の問題、既存設備との接続の可能性といった課題をクリアしながら、導入が可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

梅里苑施設への木材利用、「間伐材を利用したトロッコ列車の駅舎等の建設、林間にツリーハウスやパーゴラを設置して、癒しの空間を演出しながら木材利用に繋げるのはどうか」という具体的なご提案ですが、実現可能かどうかについて費用対効果も含めて検討したいと考えております。

町の補助事業での薪ストーブ等の設置件数は、平成23年度17基、平成24年度11基となっており、身近なところから再生可能エネルギーの普及が進展していると実感しているところであります。

なお、議員ご指摘のように木質チップや薪の安定供給体制が不可欠であり、現在総合支庁を中心に行政や事業者による「最上地域木質バイオマス燃料需給体制整備協議会」（会長：最上広域森林組合長・佐藤景一郎氏）及び「木質バイオマス利用検討委員会」（座長：総合支庁森林整備課長・佐藤恒治氏）も立ち上がったところですので、今後検討会に参画しながら先進事例の研究・安定供給体制の構築に向け論議を進めてまいります。

次に4点目のご質問、「うるし振興事業の今後の位置付けは」についてであります。町の重点施策として昭和54年度より事業が開始され、植栽地の土壌診断等を行い、昭和55年度から本格的に町内各地で植栽が始まり、平成8年までに17年間にわたり、面積約22ha、約3万本が植栽されました。

また、この間、実生による苗木づくりを実施し、町内に植栽された時期もありました。

昭和60年度には、町内産漆の付加価値を高めるため、先進地である「岩手県浄法寺町」より講師を招き、漆液採取の「掻き子」の養成講習を初めて実施しております。併せて、塗り師育成のため岩手県に研修生の派遣も行ってきたところであります。

その後、平成元年度には、「漆の植栽」から「漆器製品の製品販売」まで、一貫した産業化を目指し「うるしセンター」が建設され、岩手県に研修派遣した修了生による漆器制作が始まりました。

平成10年度には、新たに岩手県安代町より塗り師を招聘し、漆器制作とあわせ「塗りの研修生」指導者として、平成20年度までに3名を「塗りの研修修了生」として育て送り出しています。

前述の、平成8年度まで17年間で約22haに植栽された約3万本の漆は、樹液採取の適期を迎えておりますが、植栽地により生育にバラつきが見られるほか、植栽後の管理不足や雪害により大半の約2万本が枯損している状況にあります。

これまで当町では、漆掻きの手法として「養生掻き」という方法を取っていましたが、平成21年度より書いた漆樹を伐採し萌芽させる「掻き殺し」の手法も採用し漆樹の更新を図っております。

現在は、町内に植栽された樹齢20～30年生の漆樹を対象に、植栽主と掻き子が契約のうえ樹液を採取しており、平成24年度には約150本の樹から約30kgの漆液を採取し販売しております。

町の重点施策として、植栽面積・植栽数ともに順調が増えた経過はありますが、基本的な造林・育林技術が確立されず、大半が枯損した状況になっております。

また、漆液採取も特殊な道具と掻き技術の習得が必要であり、漆液による皮膚かぶれの問題

など、自家採取がとても難しい面があり、植栽者の収入に結びつきにくい等の課題がありました。

現在も、安価な中国産漆に押されてはいるものの、国産漆は不足状態にあり、掻いて販売すれば高価格での取り引きが見込まれる状況にあります。

現在、うるしセンターに定着できる塗師がいないことから、うるしセンターにおける生産販売機能は考えず、漆器生産は町内で独立営業している民間のうるし師の取り組みを支援することとしています。

また、漆液生産が可能な生存木約1万本の有効活用を図り、「漆液採取」と掻き殺しによる萌芽更新の促進、併せて掻き子を養成しながら、「植栽・管理・収穫までの漆生産技術の再構築」を図ってまいりたいと考えております。

次に5点目のご質問、「森林環境教育や森林ボランティアの育成支援を」についてお答えいたします。

やまがた緑環境税活用事業につきましては、平成25年度事業費は県全体で約8億円、町に対しても本年度256万4千円交付されております。

基本枠事業分として、小学生を対象とした「自然環境学習事業」と、教材として活用するための「学校林整備事業」、教育課と連携し、鮭延城址や中村湿原などに県産間伐材を利用した「案内看板」や「道標」の設置などを実施し、森林環境教育に役立てております。

また、特別枠事業としては「梅里苑体験交流の森」の杉伐採と伐採木の利用、広葉樹植栽などを継続して実施予定であり、トロッコや遊具の利用とあわせ、自然に親しむエリアとして整備しております。

「森林環境教育」の具体例としましては、小学校4年生の総合的な学習として取り組んでおり、真室川小学校では「遊学の森」から講師を招いての「森林環境学習」と学校林に出向いて「下刈体験」などを実施しています。

限られた時間の中での学習となっておりますが、森林に親しみ森林の持つ幅広い機能について学ぶことができた貴重な体験であり、今後とも継続すべき事業であると考えております。

次に、「森林ボランティアの育成支援を」についてですが、町内には小学校単位に組織する「みどりの少年団」があります。

学校内で取り組んでいる緑化活動のほか、「森の感謝祭」や「育樹祭」など県内各地のイベント等に参加し、他団体の参加者や森林ボランティア等との交流を深め、森林を守り、育て、未来に引き継ぐことの大切さを学んでいます。

このような体験から、将来にわたり緑を大切に育み、森林学習や森林活動に携わるボランティアが、育成されていくことを期待しているところであります。

一方、本年度の「やまがた緑環境税」を活用した公募事業に、町内から3団体が応募し、事

業が採択され現在活動を実施しております。

野々村地区の活動は、「豊かな森づくり活動 in 白鳥の里 野々村」と題して、野々村溜池及び周辺の環境整備を主たる活動にしています。

また、ふるさと山の会は、「花いっぱい森を作ろう」をテーマに桜の植樹を行い、大手コンビニチェーン：ローソンの支援を併せて受けており、町内外から100名以上が参加し交流を深めています。

八敷代里山活用推進協議会の「八敷代里山づくり楽校プロジェクト」は、地域内の「源治森山」を活動の場として、春には桜植樹やきのこ体験、きのこ植菌などを実施し、秋には森の恵みに感謝するイベントなども行い、地域起こしにも結びついています。

これらの活動は各団体、各地域のリーダーがその役割を担っている場合が多いわけですが、森林学習や環境教育にかかる専門家ではないため、必要に応じ関係機関や団体等から支援していただいております。

また、町内には「甕山探究会」や「里山遊びクラブ」「ライオンズクラブ」など、森林ボランティア活動を組織的にを行っている団体や、「百樹の森」など個人で森林を開放し、ボランティアとして活動している方々もおります。

森林ボランティアの育成にあたっては、これらの各種団体及び社会教育行政と連携を図りながら、専門性を高める学習機会の提供などに努めてまいります。

また、青少年の野外活動体験等が減少している中、神室少年自然の家など研修施設とのタイアップにより、指導者の養成や資質向上の機会を求めるとともに、青少年の野外活動体験を増やしていくことも大切と考えております。

平成26年秋には、「うけつごう緑の大地 羽ばたこうぼくらの未来へ」を大会テーマに、第38回全国育樹祭が金山町で開催されます。

林業を取り巻く環境には依然厳しいものがありますが、全国育樹祭の開催を通して森林・林業に対する国民理解が更に高まり、林業振興への大きなステップになることを期待しております。

当町といたしましても、関係機関・団体との連携協力を強化し、林業振興に取り組んでまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） ちょっと時間がなくなりましたので、2点目と3点目のですね。公共施設の木材利用、これは梅里苑、あそこトロッコ列車があるんですが、駅舎がないものですからね。トロッコ列車が見えないんですよ。だから、別の方にトロッコ列車が入った。だから、その皆さんから見えるところへ駅舎を間伐材のようなもので造ってですね。トロッコ列車をそこに置いてれば、あつトロッコ列車がいつもあるんだなど。

それから、費用対効果と言いますが、ツリーハウスですね。これは私もテレビ等で見たことがあるんですが、ツリーハウスの経済効果、それから交流人口の拡大の効果は非常にあるようなんです。それが、私どれぐらいかかるか、まだ専門的に例えば、何人規模のどれぐらいというのが分かれば、林業の町として、そこから梅里苑とかですね。それから、いろんなところでですね。そういったものを利用するのがいいんじゃないかと思う。

また、金山町ではですね。間伐材を利用して、例えばガードレールなんかも造ったり、そういった間伐材の利用促進につながるような、そういった振興を公共施設の木材利用、木質バイオマスはもうこれは安定供給千 m^3 くらい年間使う予定ですので、この辺の先ほど言いました水分と安定供給をですね。きっちりと確保していただければと思います。

時間ありませんので、そして木質チップ、薪についてもですね。28基増えるということは、薪ストーブお金かかるわけですから、相当必要になってくると思うんです。その供給体制、いろんな事例があります。障がい者施設で薪販売しているとか、事例あるんですね。そういった事を含めて、町長の考えもう一回伺います。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 梅里苑の施設等については、費用対効果ということもありますけども、来年に向けてはちょっと難しいかもしれないですけども、以前言ったチェーンソーアートの製品とかもですね。あそこにといいことも言ってきたところであります。それらに向けて、いろいろな利用が増えるように手立てを考えてまいりたいと思っております。

また、薪等、後は間伐材、議員言われるとおりであります。権現堂のところ整備した時にも、道路のそばは皆運びますけども、やっぱり上の方とかですね。難しい。山一つ越えたところは放置にしてきたという経緯もありますので、これから町としても、チップとして利用できるという面がありますので、運搬方法については、難しい面があろうかと思っておりますけども、放置しないような努力を重ねながら、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩後に決算審査特別委員会を開催いたします。執行部の皆さまにおかれましては、大変お疲れさまでした。

なお、決算審査特別委員会終了後、議会活性化特別委員会を議場にて行います。説明員として、総務課長、企画課長に出席要求いたしますので、出席されますようお願いいたします。時間になりましたら、後ほど連絡いたします。

（午後 03時10分）